学術振興に寄与する研究評価とは ― 人文学の立場から

松浦 純

「学術振興に寄与する研究評価を目指して」という、このフォーラムのタイトルは、「研究評価」が、学術の振興に寄与しない、あるいはむしろ学術の発展を阻害する形で行われることへの現実的な危惧を含意していると理解する。

日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」(日本学術会議法第 2 条)、言い換えれば「日本の科学者コミュニティを代表する機関」(日本学術会議憲章第1項)であり、「独立して」職務を行う(日本学術会議法第3条)、と定められている。「科学者」すなわち学術に携わる者の立場から自由に問題を考え、「科学の向上発達」(同第2条)のためには研究評価がどのようなものであるべきか、また、どのようなものであってはならないかを、行政や、大学をはじめとする学術研究機関、さらには広く社会に示すことが、求められている。

I. 研究評価と学術行政

1、 研究評価の目的と帰結

- 1.1. 研究評価問題は、ともすれば評価基準(端的には「評価指標」)の問題として取り上げられがちである。
- 1.2. しかし、もしそこに検討や議論を集中させるとすれば、問題の核心を見誤り、既に一方向に踏み出したことになる。
- 1.3. まず大枠として、何のために研究評価を行うのか、という問題がある。
- 1.3.1. 個別にはそれは、学位認定、教員・研究員等任用および昇任人事、論文掲載・学術書 出版、研究奨学金・研究助成金賦与、学術賞授賞などさまざまであり、それぞれの文 脈で、これまで研究評価が行われてきた。
- 1.3.2. フォーラム標題にある「学術振興」は、そういった個々の目的の根本を示すものと言
- 1.3.3. しかし現在、研究者個々に対する業績評価としての「研究評価」が国立大学法人・研究機構等への予算配分や研究者の待遇にリンクさせられ始めているという状況がある。これにも「学術振興のため」という理由付けがあるであろう。
- 1.3.4. つまり、多分に抽象的に語られざるを得ない側面をもつ「評価目的」を具体化するのは、評価結果から具体的に何を帰結させようとするかである。

- 2、現在の問題状況は、以下の事情によって生じている。
- 2.1. 予算配分にかかわる国立大学法人に対する評価(2019 年度運営費交付金の1割相当) に関して、2018 年 12 月、突如 5 つの「共通評価指標」が導入され、2018 年度の評価 と 2019 年の再配分が行われた。(これは、2019-2020 年度についても基本的に継続されている。)
- 2.2. 文科省は、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」(2019年2月25日)において、「教員業績評価」の結果を「処遇へ反映」させることが必要、との方針を打ち出した。
- 2.2.1. 「教員業績評価」の結果を、教員個人の処遇を左右するものとして使う必要がある、という方針は、「国立大学の教育研究力の強化と発展を実現するためには、その組織の礎たる教員が高い意欲を維持し充実させることが不可欠」であって、「教員業績評価はそのための重要なツールであり、評価結果を適切に処遇等に反映させモチベーションの向上を図る」という考え方に基いている(「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」11 頁)。
- 2.2.2. つまりその根本は、評価結果が処遇に反映することが教員の「高い意欲」を維持し充実させる、という想定である。
- 3、研究評価の学術行政上の位置づけの問題点
- 3.1. 「教員業績評価」結果の「処遇への反映」
- 3.1.1. 実際上、「処遇」=給与等の給付総額は、事実上枠をはめられているわけであるから、 一方での処遇の向上は他方でのその低下を伴う。
- 3.1.2. **そのような制度の帰結**は、処遇 (研究費・生活費) を賭けた**高評価獲得競争**であって、研究・教育の向上や況してそのための意欲の向上ではない。
- 3.1.3. 向上するものがもしあるとすれば、それは自分の「評価指標」を上げる意欲であり、 「指標」として論文数などの数値が中心的役割を果たすことになるなら、その数値で あって、論文内容・研究内容向上の意欲ではない。
- 3.1.4. つまるところそのような制度は、研究者の意欲の向かう先を、研究内容の向上から、研究評価指標の向上(あるいは収入の増大ないし防衛)へと歪める結果をもたらすだけであろう。
- 3.2. したがってこれは、わが国の学術研究にとって致命的な制度改悪となる。
- 3.3. 研究機関評価をこういった「教員業績評価」とリンクさせるとすれば、それも同様である。
- 3.4.1. すなわち、研究評価に学術行政上このような位置づけを与え、一定の「評価指標」を 定めて評価を行うことは、わが国の学術を振興するどころか、衰退に向かわせるもの と言わざるをえない。
- 3.4.2. 研究評価問題から言えば、研究評価は、このように使われるべきものではない。

- 4、 したがって日本学術会議としては、研究評価を学術政策上このように扱うことについて、行政に対して強く再考を求めるべきである。
- 4.1.1. その際、「国立大学の教育研究力の強化と発展を実現するためには、その組織の礎たる教員が高い意欲を維持し充実させることが不可欠」である、との文科省の見解は、まったく正しい。
- 4.1.2. つまりこれを共通の出発点とすることができる。
- 4.2. したがって、問題は、文科省が、それを実現する「ツール」として上記のようにまったく逆効果を生む方策を採るとしていることである、と言うことができる。
- 4.3. これに対して、「科学者コミュニティ」としては、次のように対応すべきであろう。
- 4.3.1. 「教員が高い意欲を維持し充実させる」ために有効な方策を、いわゆる「対案」として、研究評価問題より広範囲に提示する。
- 4.3.2. その一環として、「教員が高い意欲を維持し充実させる」ための研究評価はどのよう なものであるかを示す。
- 4.3.3. こういう筋道が、文科省の公の説明を正面から受け止めた形の対応となろう。
- 4.4. 「教員が高い意欲を維持し充実させる」ために必要なのは、一言で言えば、良好な研究・ 教育環境の確保である。
- 4.4.1. それには、第一に、安定した職と処遇、十分な研究時間が属する。
- 4.4.1.1. それなしには、そもそも教員・研究者の道に進もうとする者が生活設計の見通しを 持てず、優秀な研究者の育成自体ができない。
- 4.4.1.2. 同様に、それなしには、国際競争上も、優秀な海外研究者の招聘はおろか、いわゆる「頭脳流出」も防げない。
- 4.4.1.3. 研究自体から言えば、職と処遇の安定性があって初めて、**広い視野と長いタイムス** パンをもった研究、また冒険性や試行錯誤を含む新機軸の研究が可能となる。
- 4.4.1.3.1. つまり真の「イノベーション」もこれなしには生まれない。
- 4.4.1.3.2. 「パフォーマンスを最大限に発揮できる基礎となる人事給与制度」(「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」上掲箇所)は、したがって、「ガイドライン」の言うところとは正反対に、短期の業績競争に駆り立てられることのない、安定した雇用と処遇である。
- 4.4.1.4. 研究者が十分な研究時間を確保するためには、いわゆる研究補助者ポストの充実も 急がれる。
- 4.4.2. 研究者本人にかかわる第1点に続いて、第2点として必要機器等(文科系の場合は、 電子リソースを含めた研究文献の占める割合が大きい)、試料、データベースへのア クセス等、広い意味の研究設備の充実が挙げられる。
- 4.4.2.1. そのための第一の条件は、国立機関について言えば、運営費交付金の安定性である。
- 4.4.2.2. その条件が満たされたとしても、資金の制約のため各大学・各研究機関単体で設備を十全に整えることには無理があり、共同利用のさらなる推進が望まれる。
- 4.4.2.3. その一つとして、海外雑誌(特に電子ジャーナル)や電子データベースの共同契約・ 共同利用を、いわばヴァーチャル共同利用機構として構築することが考えられる。

- 4.4.3. 第3点として、個々の研究プロジェクトに関しては、そのような基盤設備を前提しつ つ、引き続いて、いわゆる競争的資金にかんしても充実が必要である。
- 4.4.4. 教員・研究者が高い意欲を維持し充実させるために必要なこととして、最後に第4点として、個々の研究評価が、研究分野に応じて学術的に十分な根拠をもった形で行われることが挙げられる。
- 4.4.4.1. その際肝腎なのは、評価が真に学術上の評価であることである。
- 4.4.4.2. 学術上の高評価が、研究・教育職への任用、昇任、学術的顕彰などにつながること は当然であり、従来それは行われてきた。
- 4.4.4.3. 他方、年度毎など短期間の「業績評価」による給与の増減すなわち処遇の不安定化は、上記のように研究・教育環境の悪化であり、「高い意欲」の維持・充実をむしろ阻害する。
- 4.4.4.4. 学術行政が、国立大学の人事・給与システム、さらには予算配分をつうじて、特定の「研究評価」とその教員処遇への直接的反映を推し進めるとすれば、それは、研究者・教員の「高い意欲の維持・充実」、ひいては学術の振興ないし「国立大学の教育研究力の強化と発展」という目的に、全く反するものとなるであろう。
- 4.4.4.5. 研究評価は、各分野の特性に応じて、**自由な研究営為と研究者の能力自体を伸ばす もの**として構想され、学術研究の遂行過程の中に位置付けられねばならない。

II. 人文学の研究評価

- 0.1. 研究評価は、上記のように、**研究分野に応じて学術的に十分な根拠をもった形**で行われればならない。
- **0.2.** したがって、正確には「人文学」とひとくくりにして論じ得るものではないが、特に 自然科学系との相違は大きいと思われ、ここではひとまずこのくくりで述べる。
- 0.3. 社会科学については、分野によって人文学との重なりが大きいものと小さいものがあると思われる。また心理学は自然科学(生物科学)的要素が大きい部門もあり、ここで言う「人文学」は、言語文化・思想文化・歴史文化・社会文化を対象とする部門を主に念頭に置いたものになっている。
- 0.4. 人文学の基本的性格と、適切な研究評価について、より詳しくは、昨年の日本学術会議第一部ニュースレター第5号に寄稿した(松浦純「人文学と研究評価」)。参照いただければありがたい。

(http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/1bu/pdf/letter24-5.pdf)

1、人文学の基本的性格

- 1.1 人文学は総体として、原理的に、人間ないし人類が歴史と現在における自らの営為・ 思考・感性を省みる知的営為としての性格を持つ。
- 1.2. その営為は、具体的には、個々の主体が、(自己省察を別として)相互に照らしあうこ

とによって、対象と自己を理解してゆくという形をとる。

- 1.2.1. たとえば自文化の同時代のテクストや事象を考究することによって、文化の自己認識を深める。
- 1.2.2. あるいは、他文化のそれを顧みることによって、自他の文化のありようを相互に照らし出させる。
- 1.2.3. あるいはまた、自文化・他文化の歴史を省みることによって、その成り立ちや発展、 また問題性を認識し、さらにはそこに埋もれた可能性を引き出す。
- 1.2.4. そのようにして、人文学は、**自己と自文化の理解**を深め、**異文化間の相互理解**を進めるとともに、**文化の新たな形成**に資する。
- 1.3. その際肝腎なのは、テクストや事物・事象の側が語り出し、それに触れる者が作用を 受ける側にもなるということ、そういう意味で「対象」がむしろ「対話相手」となる 出会いを可能な限り実現することが、人文学の本質に属するということである。

2、研究史と引用

- 2.1. そのため、人文学の研究は、個別テーマを取り上げる場合であっても、少なくともそれに関連して行なわれてきた研究の歴史を省みる作業を伴う。
- 2.2. すなわちそれは、その時々の最新の研究成果や標準理論を前提し、その上に新たな成果を積み上げてゆく、というものではない。
- 2.2.1. その理由は、人文学には**研究者ごとの視点ないし問題意識の多様性**が本質的に属することである。新たな視点は、研究史にも新たな光を当てる。
- 2.2.2. つまり研究史上の諸論考は、人文学研究者にとって、研究上もっとも身近な対話相手であるとも言え、諸論考・論者は、実際に時や場を同じくする研究者と共に、空間と時間を大きく包んだ一種の研究コミュニティーを形作る。
- 2.3. したがって、論文中で先行論文が引用されるのは、それを土台にしてさらなる展開を図る場合とは限らない。むしろ批判し自説の独自性を研究史上に位置づけるために引用が行なわれることも多く、数を数えればむしろこちらが多いことも珍しくない。
- 2.4. 引用される頻度を論文の客観的評価指標とする考え方は、前提としてよい研究成果の上に次の研究を積み上げてゆくことで研究が進歩してゆく、という、人文学とは異なった研究史・研究過程のありかたに基づくものと考えられ、人文学には不適切なことが明らかである。

3、数量・「質」・数値化

- 3.1. 研究評価の基準として「指標」を求めようとするとき、それは何らかの数値を内容と していることが通例と思われる。
- 3.1.1. その数値の代表と言えるものが、端的に論文数・著作数である。
- 3.1.2. 「質」ないしレベルを確認したうえで論文数を数えるやり方として、特定専門研究誌・ 出版社などへの掲載数を数えることが自然科学系ではよく行われていると聞くが、こ れについては後述する(4参照)。

- 3.1.3. 人文学の分野でも、たとえば任用のための選考の際、最小限の「業績数」が求められることはほぼ通例となっている。
- 3.2. しかし、**論文数や単行本数**などは、とくにその**多寡の比較**が競争的判定基準として用いられるとすれば、**人文学の研究評価として適切ではない**。
- 3.2.1. その理由は、上記のような人文学の基本的性格から、とくにこの文脈では、広義の ジャーナリズムとの比較からも見て取ることができる。
- 3.2.1.1. アクチュアルな情報を迅速に「発信」することを使命とするジャーナリズムと違い、 人文学は、長い時間をかけて、対象との対話、および対象や方法をめぐる、時空を越 えて広がる研究コミュニティーとの対話を重ね、可能なかぎり確実な知、ないし確実 性の度合いを明確化した知を獲得することを責務とする。
- 3.2.1.2. そのため、より早く、より多く成果を提示することではなく、より確実な、より深い知を獲得し、研究コミュニティーに提示して批判を仰ぐこと、そしてさらにそのようにして得た成果を、ジャーナリズムを含めた一般にも提供することが求められる。
- 3.3. さらに、**人文学の研究評価**は、後段で例示するように**非常に多様で多層的な基準**に基づくものであり、そもそも数値化になじまない。
- 3.3.1. ここで 1 点だけ挙げれば、人文学の優れた論考は、中心的主題を論じるために、問題の背景・文脈や多くの副主題を論じつつ論を構築し、テクスト解釈であれば多くのテクストないしテクストの箇所を論じるのが通例である。
- 3.3.2. そしてその際、時空を超えた研究コミュニティーとの対話を重ねる。
- 3.3.3. つまり、厳密性や論の密度、さらには射程が、論考の質と意義の大きな部分を占めている。
- 3.3.4.1. したがって**論考の数量に本質的な意味はない**。
- 3.3.4.2. 単行本数を論文数に換算することなどにも統一的な基準はありえず、それは適切な 学術的評価につながるものではない。
- 3.4.1. かりにも、論文数等の数値が人文学の研究評価基準とされ、しかもそれが研究者の 処遇まで直接左右するような体制になれば、その帰結は、**果てしない数値競争**であろ う。
- 3.4.2. それは、論の密度や射程、さらには研究コミュニティーとの対話を切り詰めて、手早く多くの本数を書く、あるいは、従来なら1本の論考にまとめていたものを数本あるいはそれ以上に分割して「業績数」を増やさざるを得ない、というようなあり方を招来するであろう。
- 3.4.3. これは、人文学の学問文化そのものを破壊し、人文学的思考を浅薄化することにほかならない。

4、特定研究誌・出版社等の選定

4.1. 「質」を「客観的」に担保するという方法として、声価(あるいは「インパクト・ファクター」)が高いとされる学術誌や出版社を選定し、そこで刊行される論文数・著作数を数える、というたぐいのやり方も行われている。

- 4.2. しかしこれについては、生物学研究者を中心とする「研究評価に関するサンフランシスコ宣言」も批判対象の中心に据えている。
- 4.3. 況して人文学にとっては、百害あって一利なしと言わざるをえない。
- 4.3.1. 数値化そのものが人文学にそぐわないことについては既に述べた。
- 4.3.2.1. また、国内に関して言えば、そういった施策は、選定に漏れた学術誌等を衰退させ、 さらには意欲的な学術・教養出版を行なっている小出版社をはじめとして、選定に漏 れた出版社から、学術に携わる優れた著者を遠ざけて、場合によってはその存立を脅 かすとともに、新たな起業を確実に妨げるだろう。
- 4.3.2.2. さらに、特定研究誌や特定出版社の公的な選定・選別は、公権力による、学術活動 や企業活動への強権的介入にほかならず、わが国の国制に背くものと言わねばならな い。
- 4.3.2.3. こういった施策をとるならば、わが国の出版文化は活力を奪われ、読書文化の衰退 は決定的に加速し、国民の知的水準を低下させる結果となるだけであろう。
- **4.3.3**. また、海外雑誌や出版社を基準とするとすれば、それは**わが国の学術の自主性**を奪うことになるであろう。
- 4.3.3.1. これには、自然科学研究者からも批判がある
- 4.3.3.2. 文化にかかわる人文学にとっては、自然諸科学以上に致命的なことである。
- 4.3.3.3. 今のところ人文学については知られていないと思われる詐欺まがいの「**粗悪学術誌** (「ハゲタカ・ジャーナル」)」の問題は、ほかならぬ「アウトプット」数競争の強制と 海外発表論文の偏重が生んだ病理の劇烈な症候と言える。
- 4.4. そもそも、刊行される論文や書籍の質が専門誌や出版社の「定評」を作るのであって、 その逆ではない。

5、人文学の研究評価 — 基準と評価方法

- 5.1. いずれにしても数量化に行き着く不適切な評価法が、あたかも必然であるかのごとき 相貌を呈するとすれば、それは、研究者コミュニティーの外部から評価を行なうこと を前提した上で、その評価に「客観性」の装いを与えようとすることに起因する。
- 5.2. しかし、**人文学の研究評価の基準**を、筆者の関係する**言語・文学分野について例示**すれば、次のような諸観点である。
- 5.2.1. 一般的観点として、テーマ設定(着眼・視角・構想)の独創性、問題を掘り下げる深度、目配りの広さ、論の構成力・論理性・明晰性・密度・説得力、実証性、先行研究・研究史の把握(文献参照の適切さ)と研究史上の位置づけの明確化。
- 5.2.2. それに加えて、文学研究の場合、原典の正確な読解と緻密な分析および文章力、翻訳ならさらに日本語の質と解説の適切さ、外国語による論文・著作ならその言語および当該国・当該語文化の論述作法への習熟。
- 5.2.3. 言語学系の場合、データの新鮮さ、理論上の意味づけの明確性、証明された事実の汎 用性。
- 5.2.4. 本文校訂の場合、方法の適切さと校訂の信頼性、新資料の開拓。

- 5.2.5. 調査の場合、その適切さ、証明された事実の汎用性。
- 5.2.6. こういった諸観点は、このほかのものを含めて、それぞれを点数化してその総計を取ることで全体の評価が決まる、というわけではない。**いくつかの点で傑出しているために高い評価に値する場合**は珍しくない。
- 5.3.1 つまり、人文学で研究評価がある程度可能であり、また実際に行なわれてもいるのは、 先に述べた意味の研究コミュニティとの関わりにおいてのみである。
- 5.3.2. 制度的・強権的な「上から」の評価は、そもそも学術になじまない。
- 5.4. 大学をはじめとする教育・研究機関で行なわれている人文学研究の説明責任の果たし方として、制度的な評価が避けられないとすれば、それは、いわゆる「ピア・レビュー」によって、つまり研究者の相互評価によって行なうほかないであろう。
- 5.4.1. そのために生じる労力と時間の負担は、学術とその自由のための負担として負うのが、 研究者コミュニティーの務めとせねばならない。
- 5.4.1.1. むろん、その負担が過剰になるならば、それは学術の振興に逆行する。
- 5.4.1.2. それを避けるためには、**分担の公平化**とともに、制度的評価も、**学術そのものに属する相互検証・相互評価に沿った在り方**で行われることが必要であろう。
- 5.4.2. 大学等の研究機関内の個々の研究者の研究評価の位置づけについては、当該の研究機 関に任せるべきである。
- 5.4.3. 研究資金獲得競争を煽るばかりか研究者同士の生存闘争にまで追い込みかねない施 策によって研究者コミュニティーを分解の危機にさらすことではなく、研究者の共同 性を育み、共同性に立って研究の上で自由に競い合うことが、研究を発展させる。
- **5.4.4.** そして、その**評価のタイムスパンを長く取る**のでなければ、評価制度が研究そのもの を殺してしまうことになる。

6、 結論

研究者コミュニティーによる、「長い目で見る」評価、短期間ごとの数量でなく「息 の長い仕事」を含めた質の評価を重んじ、とりわけ若い世代の研究の評価に際してそのような体制を採ることこそ、研究評価を学術の振興に役立たせる道である。